

送配水管布設工事仕様書

令和7年 4月

加古川市上下水道局

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この送配水管布設工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、加古川市上下水道事業管理者（以下「発注者」という。）が施工する各種送配水管布設工事に適用するものとする。

2 この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定めるものとする。また、この仕様の定めと特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書の定めによるものとする。

(工事の施工)

第 2 条 本工事は仕様書（特記仕様書を含む）、設計書・設計図（以下「設計図書」という。）、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程に定める工事請負契約書（以下「契約書」という。）、兵庫県土木工事共通仕様書、土木請負必携、給水装置工事施行基準（加古川市上下水道局発行）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）に基づき誠意をもって入念に施工しなければならない。

2 上記いずれにも明記されていない事項で、施工上必要なものについては監督員と協議し、承諾又は指示を得て施工するものとする。

(解釈の疑義)

第 3 条 本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合、又は明示されていない事項がある場合は、発注者と受注者とが誠意をもって協議の上解決するものとする。

(責任施工)

第 4 条 本工事は、受注者の責任施工とする。したがって受注者は、経験と技術・施工能力を十分に駆使することはもちろん、作業の安全性を守ることについても、十分な配慮をしなければならない。

(交通安全管理)

第 5 条 運搬作業全般にわたり専任の交通安全担当者をおき、運搬作業における災害の発生に万全の措置を講じること。運搬作業に先立ち運搬経路について、自動車、自転車、歩行者交通量、交差点及び踏切の交通制限が予想される地点の現況調査をするとともに、運搬作業のために生じる運搬経路の交通及び沿道に与える影響を検討し、交通安全対策について関係機関と充分協議を行うこと。

2 大型車両の迂回経路、時期等については関係機関と事前に充分協議の上決定し、遅延及び違反無く実行すること。また、地元住民や一般車両とのトラブルが生じた場合は、誠意をもって

解決に当たること。

(書類の提出)

第6条 受注者は、「上下水道工事関係提出書類様式一覧表」に基づき、必要な書類・部数を適宜発注者に提出し、承諾を得て工事に着手しなければならない。

(諸手続)

第7条 道路占用・掘削許可申請、河川敷占用許可申請等は発注者において行い、道路使用許可申請及び仮設物その他敷地使用等工事の施工上必要な手続きは受注者において行うものとする。

(受注者の義務)

第8条 本工事の施工について、設計図書に明記されていない事項であっても、工事の性質上当然必要と認められるものは受注者の負担において施工しなければならない。

(報告)

第9条 受注者は、発注者から請求があった場合には、施工した日の使用材料、工事出来高等を別に定める工事日報により発注者に報告しなければならない。

(契約の変更)

第10条 発注者及び受注者は、契約書に基づき契約の変更をすることができる。

(工事竣工に伴う提出書類)

第11条 受注者は、工事現場の作業完了後、工事期間内に工事竣工届に下記の書類を添付し提出するものとする。

(1) 工事日報 ただし、仕様書第9条により既に報告された工事日報は除く。

(2) 竣工図 A1又はA2サイズの白焼き(コピー用紙)2部及びTIFF(Tagged Image File Format、「.tiff」、「.tif」)形式の電子データ(CD-Rに保存)とする。TIFFの仕様は下記のとおりとする。

解像度 : 400dpi
色数 : 白黒2値
圧縮方法 : G4
図面サイズ : A1又はA2
構成 : マルチページファイル

例外として、竣工図の電子データをカラーで提出する場合は、T I F F形式ではデータ量が多いため、J P E G形式とすること。J P E Gの仕様は下記のとおりとする。

解 像 度 : 4 0 0 d p i
圧 縮 方 法 : j p e g
図面サイズ : A 1 又は A 2 (原寸サイズ)
構 成 : シングルページファイル

- (3) 給水管竣工図 加古川市水道事業給水条例施行規程第9条を準用する。
- (4) 現場写真 印刷した現場写真帳及び電子データ(竣工図データと合わせてC D - Rに保存)とする。写真については、黒板の文字及び撮影対象が確認できる機能及び精度を確保した撮影・印刷機材(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないもの)を用いて作成するものとする。
- (5) 指定地処分に関する廃棄材の処分地・処分量を証明するに足りる書類。
- (6) 工事に使用した資材の納入先・納入量を証明するに足りる書類。
- (7) 工事に配置した交通誘導員の人数・氏名を証明するに足りる書類。
- (8) オフセット図 オフセット作成要領に基づき作成すること。
- (9) その他、監督員の指示するもの。

(現場写真)

第12条 前条に定める現場写真は、日本水道協会発行(工事記録写真撮影要綱)に準じ、施工前、施工中及び施工後の状態が明瞭に示されるようにするとともに、管の掘削深度その他完成後外面から明視することができないものは施工中に箱尺、ポール等で寸法の判断ができるようにするものとし、併せて工事名、受注者等を明記した黒板を入れて撮影したものとする。

(建設副産物対策)

第13条 兵庫県における建設リサイクル行動計画の推進を図るため、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」及び産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を作成し提出すること。

工事着手時「再生資源利用(促進)計画書」

工事完成時「再生資源利用(促進)実施書」・産業廃棄物管理票(マニフェスト票)

- 2 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく「再生資源利用(計画)書」を作成し提出すること(請負金額500万円以上の工事)。

(第三者に対する損害賠償保険)

第14条 受注者は、工期を充足する第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを契約締結時に提出しなければならない。契約締結時に申込書の写しを提出した場合は、後日保険証書の写しを提出しなければならない。

なお、保険金額は受注者の任意とする。

(施工体制台帳等)

第15条 受注者は、工事の一部を他の者に請け負わず場合には、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、下請負者決定後速やかに監督員に提出しなければならない。

2 施工体系図には、元請並びに全ての下請契約について、工事内容、受注者、工期、主任技術者の氏名等を記載すること。

3 施工体系図については、一次下請負人となる警備会社も記載すること。

(コリンズ登録)

第16条 受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【問い合わせ先】

一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）

コリンズ・テクリスセンター コリンズ担当

TEL：0503-493-1871（9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く））

(交通誘導員の有資格)

第17条 交通誘導員の配置については、監督員と充分打合せの上決定し、交通誘導員にも工事の内容を把握させ、適切な交通整理をさせること。

2 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに

1名以上配置することとする。

ただし、交通誘導警備検定合格者以外を配置する場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

3 受注者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

受注者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料のいずれかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格証の写し
- ・指定講習修了証明書の写し
- ・警備業法施行規則第三十八条第二項に定める基本教育並びに同条第二項及び第三項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し

（配置技術者の変更等）

第18条 契約締結時に届け出た主任技術者及び監理技術者等は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等極めて特別な場合を除き、本工事が完了するまで変更することを認めない。

第 2 章 資 材

（材料の品質）

第19条 受注者が使用する材料は、次の各号に掲げる材料を使用しなければならない。

- （1）ダクタイル鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管、異形管及び継手類は、日本工業規格（以下「JIS」という。）又は日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）の規格品で、日本水道協会の検査（以下「水協検査」という。）に合格したもの、又は日本ダクタイル鉄管協会（以下「JDPA」という。）G 1042 若しくは G 1049 に合格したもの。また、硬質塩化ビニル管用の耐衝撃性硬質塩化ビニル製離脱防止機能一体型継手の製品はJWWA K 130、及び鋳鉄製離脱防止機能一体型継手の製品についてはJWWA K 131に規定する性能を有するものとする。
- （2）仕切弁はソフトシール弁とし、JWWA B 120で水協検査に合格したもので、開閉方向は右開き左閉じで内ねじ式とする。また、フランジレスソフトシール仕切弁は、仕切弁部はJWWA B 120及び継手部はJWWA G 114又はJWWA K 131規定の性能を有するもので、開閉方向は右開き左閉じで内ねじ式とする。
- （3）バタフライ弁は、JWWA B 138で水協検査に合格したもの、又はそれに準じたもので、開閉

方向は右開き左閉じとする。また、フランジレスバタフライ弁は、仕切弁部はJWWA B 138及び継手部はJWWA G 114規定の性能を有するもので、開閉方向は右開き左閉じで内ねじ式とする。

- (4) 消火栓は、JWWA B 103又はJIS B 135で水協検査に合格したもので、開閉方向は左開き右閉じの内外面粉体塗装品とする。空気弁付消火栓は、消火栓部はJWWA B 103に準じたもので、かつ、空気弁の性能についてはJWWA B 137に準じ空気弁補修用のボール弁付のもの。
 - (5) 空気弁は、JWWA B 137で水協検査に合格したもので内外面粉体塗装品とする。
 - (6) 消火栓及び空気弁の補修弁は、JWWA B 126で水協検査に合格したもの、又はそれに準じたボール弁構造レバー式で、面間 100mm、150mm又は200mmで内外面粉体塗装品のもの。また、操作レバーは、SUS304のもの。
 - (7) 離脱防止金具は、設計書及び特記仕様書に基づき発注者の承認を受けたもの。
 - (8) ダクタイル鋳鉄管用ボルト・ナットは、酸化皮膜処理を施したもの。また、ダクタイル鋳鉄管耐震継手用ボルト・ナットは、SUS304のもので、ナットに焼付防止処理を施したもの。
 - (9) フランジ接合用ボルト・ナットは、SUS304のもので、ナットに焼付防止処理を施したもの。
 - (10) ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブは、JWWA K 158のもの。
 - (11) 給水工事に使用する材料は、加古川市上下水道局「給水装置工事施行基準」に規程するものを準用する。
 - (12) 弁室に使用する材料については、「加古川市上下水道局弁室材料認定基準」による承認を得た製品を使用すること。
 - (13) その他の材料は、あらかじめ発注者の承諾を受けたもの。
- 2 前項に関する指定材料については、特記仕様書によるものとする。

(発生材料及び支給材料)

第20条 工事現場より発生する材料その他の有価物は、発注者の指定する場所に受注者が運搬する。

- 2 発注者が支給する材料の交付場所は、発注者が指定する。
- 3 前項に掲げる材料の保管は、受注者の責任で行い、破損又は紛失したときは受注者が賠償の責任を負わなければならない。

第 3 章 工 事

(布設位置)

第21条 管布設の平面位置及び土被りは、設計図書により施工するものとし、必要に応じて埋設物その他の障害物を確認し、発注者と協議の上、布設位置を決定しなければならない。

- 2 給水管の引込み位置(民地側コンクリート構造物上)にマーク鉋を設置しなければならない。

(掘削)

第22条 掘削の延長は、即日埋め戻しが完了できる範囲内とする。また、掘削の中心線、幅及び深さは設計図書の指示によるものとし、その他特別に掘削する必要がある場合には、発注者の指示を受けなければならない。ただし、土質の安定性の悪いところは、土留工等を行い、土砂の崩壊を防止し、安全に施工するものとする。

- 2 舗装道路の掘削は、特に注意し、設計図書の指示を厳守するものとする。また、舗装路面上での機械使用は、敷物等により舗装への影響を最小限に留め、過大掘削とならないよう特に注意して施工しなければならない。
- 3 掘削底面は、不陸のないよう仕上げ、管軸の方向に曲げの力が働かないように底面を均さなければならない。特に継手部分又は管の中腹部のみで支えないよう注意し、全体を均一に馴染みよく支えるよう仕上げなければならない。

(埋設物の対応)

第23条 上下水道管、ガス管、電気・電話ケーブル等の地下埋設物は、その正確な位置を把握することが困難な場合もあるという認識を持ち、工事着手前に既存の資料等に基づき詳細な調査を行うこと。工事の施工に際し、発注者以外の地下占用物がある場合は、その管理者の立会いを求め、保安対策について十分施工協議を行うこと。

また、地下埋設物が複雑な場合においては、手掘りにて試掘を行って埋設状況を明確にすること。万一、地下埋設物を破損した場合はその管理者へ早急に連絡し、可能な範囲で応急処置をすること。

なお、不明の地下占用物があった場合、受注者は発注者に報告しその指示を受けなければならない。

(管の据付)

第24条 管据付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥の無いことを確認しなければならない。

- 2 管の据付けにあたっては、十分内部を清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して移動しないよう胴締めを堅固に行わなければならない。
- 3 管の据付けは、湧水を完全に排除し、汚水や土砂が管内に流入しないように施工しなければならない。
- 4 管鋳出文字を上向きにして据え付け、管路明示テープを貼り付けなければならない。
- 5 1日の管布設作業終了後、管内にぼろ布、工具類、矢板等が残っていないか確認し、汚水や

土砂が管内に流入しないよう管口を閉塞しなければならない。

- 6 ポリエチレンスリーブ施工については、ポリエチレンスリーブ防食法施工手順に従い施工しなければならない。

(管の接合)

第25条 受注者はGX・NS・SⅡ継手の施工について、日本ダクティル鉄管協会又は日本水道協会の行う講習を受講終了した者を従事させなければならない。

なお、GX継手の施工については、GX継手の日本ダクティル鉄管協会等の行う講習を受講終了した者を従事させなければならない。ただし、既にNS継手の講習を受講終了した者については新たに受講する必要は無い。

- 2 メカニカル継手、タイトン継手、鋳鉄管耐震継手、RR継手、ギボルト継手、フランジ継手等は、土砂等の異物がゴムリングにかまないように入念に水洗いした後、滑材等を用いて完全に挿入し、ボルトの締め忘れや片締めなどが無いように注意して接合しなければならない。
- 3 鋳鉄製の接合ボルトには、亜鉛合金ナットを付加するものとする。
- 4 石綿管は、破損しやすいので、取扱いには注意し、接合部は丁寧に扱い10mm（標準）の間隙を保ち、ボルトは全本数を徐々に一様に締め付けを行い、片締め等の無いように施工しなければならない。
- 5 外面粉体塗装品をボルトで締め付ける場合は、ナットと塗装面の間にステンレス製ワッシャを用いること。

(管のせん孔)

第26条 割T字管を使用する場合は、本管に取り付けた後、発注者受注者立会いの下、所定の水压試験を行い、これに合格しなければならない。

- 2 基礎工及びせん孔機仮受台を十分堅固に設置し、作業中は割T字管を移動させないようにし、せん孔完了後は、割T字管及び仕切弁が移動しないよう保護工を設けなければならない。
- 3 割T字管の取り出し部の管軸は水平を原則とする。埋設物その他の関係で水平にしがたいときは、発注者の承認を受けて適当な勾配をつけるものとする。
- 4 せん孔完了後の切りくず、切断片等は、完全に管の外へ排出しなければならない。
- 5 内面エポキシ樹脂粉体塗装管のせん孔にあつては、次によるものとする。
 - (1) 電動方式によること。
 - (2) せん孔ドリルは内面粉体塗装用のドリルビットを使用すること。
 - (3) 口径φ40mm以上のせん孔はセンタードリル付ホールソーによること。
- 6 本管口径φ600mm（鋳鉄管）以下で分岐する口径がφ75mm又はφ100mmの場合は、不断水割T字管用密着ブッシュ（SUS製）を取り付けること。

(弁類の据付)

第27条 仕切弁、消火栓及び空気弁の据付けは、垂直堅固に行い、鉄蓋天端は路面の勾配に合わせて施工しなければならない。

- 2 消火栓は、鉄蓋上面から口金上面までの距離が250mmから400mmになるように調整して据付けること。また、高さの調整にはフランジ短管を使用して補修弁の下部に取付けること。

(弁室の設置)

第28条 ボックスの基礎地盤は、据付後にボックスが沈下しないよう、事前に十分転圧すること。

底版は、水準器等を用いて水平度を確認しながら、道路形や鉄蓋の開閉方向を勘案し、据付けること。ボックスの各部材の接合面は清掃を行い、水分は十分にふき取ること。特に、空気弁室については、排気時のボックスの浮上を防ぐため、ボックス同士の接合面に接合材を塗布して断絶が無いように接着を行うこと。

- 2 鉄蓋の受枠は、ボックス上部壁（Aブロック）にボルトで3ヵ所を固定すること。ボルトは緩みの無いように締め付け、ボルトの頭部先端が鉄蓋の天端より50mm以上低くなるよう適宜切断すること。

- 3 鉄蓋と路面の高低差は、ボルトに枠変形防止用高さ調整部材を取り付けし、ボックス上部と鉄蓋の受枠との間に無収縮高流動高強度速硬性モルタルを充填して高さを調整すること。ただし、KS型（φ250）の鉄蓋、仮復旧の場合、又は発注者の承認を受けたときは調整リングを使用してもよい。その場合、ボックスの揺動を防ぐために調整リングの使用枚数は3枚までとする。

調整は車両及び歩行者の通行に障害を与える段差が無いようにすること。

無収縮高流動高強度速硬性モルタルの充填は以下の手順で行う。

- (1) 受枠の揺動が無いように、枠変形防止用高さ調整部材を取り付けたボルトにナットをスパナなどで締め込む。また、ナットの緩み防止のため、緩み止め用部品を併用する。
 - (2) 受枠の内面及び外面に、型枠を装着させる。隙間などが生じているとモルタルが漏れるため、隙間の無いように十分に型枠を密着させる。
 - (3) 所定の水を計量し、水とモルタルとをかくはん機などで十分に混練する。混練後、速やかにモルタルを調整部に流し込む。
 - (4) モルタルの硬化を確認後、型枠の脱型を行う。
- 4 蓋及びボックスを取り付ける際には、事前に蓋の外周や底面、受枠の内周等をよく清掃し、土砂などを挟み込まないようにすること。また、鉄蓋周辺は、段差が生じないように十分な転圧を行い、所定の舗装高と受枠高とを整合させる。

(コンクリート防護工)

第29条 送配水管は、設計図書により指示するところについては、コンクリート防護を行わなければならない。

- 2 前項以外の場合においても、発注者が必要と認めたときは、適当な防護策を講じなければならない。
- 3 防護コンクリートの打設にあたっては、管の表面をよく洗浄し、型枠を設け、所定の配筋を行い、入念にコンクリートを打設しなければならない。
- 4 防護コンクリートを行う管の区間については、ポリエチレンスリーブの施工は不要とする。

(コンクリート工)

第30条 コンクリート工、型枠工及び鉄筋工は、土木学会「コンクリート標準示方書」により施工するものとする。

- 2 レディーミクストコンクリートの品質をより一層確保するため、本工事に使用するコンクリート工場の選定にあたっては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（マル適マーク取得工場）を選定すること。

(水圧試験)

第31条 水圧試験は、発注者受注者立会いの下で行うものとし、管内を0.8 MPaに加圧し、24時間後の測定結果が0.6 MPa以上を保持しているものを合格とする。

- 2 前項で合格の場合においても、発注者が必要と認めたときは、再度、試験を行わなければならない。

(既設管との連絡工事)

第32条 既設管との連絡工事は、断水時間が制約されるので、円滑な作業ができるよう十分な作業員を配置し、配管資材を確認し、機器を十分準備し、迅速かつ確実に施工しなければならない。

2 既設管の切断に先立ち、発注者の指示立会いの下で、管種及び所属を調べ、設計書に示された連絡管であることを確認した上で施工しなければならない。

3 既設管との連絡工事は、既設管内を十分清掃した上で行わなければならない。

4 内面エポキシ樹脂粉体塗装管の切断については、次によるものとする。

(1) 切断はキールカッター、電動メタルソー又は鋳鉄用ダイヤモンドカッターを使用すること。

(2) 切断に伴う管内面に飛散した粉塵の清掃及び切断面（切口）の補修については、補修専用塗料（常温硬化型のエポキシ樹脂系塗料）を用いて補修すること。

(埋戻し及び路面復旧)

第33条 埋戻しは、設計図書に基づく品質の材料をもって行い、管の下端及び周囲に充分充填し、その後20cmごとにランマー等で十分に突き固めなければならない。

- 2 舗装道路での路面復旧は、即日仮復旧しなければならない。仮復旧が沈下したときは、速やかに補修しなければならない。
- 3 水道管理設深さの中間位置に埋設シートを設置すること。

(夜間工事)

第34条 発注者が必要と認めた場合は、夜間工事を命ずることがある。

(現場管理)

第35条 工事中はもちろん仮復旧後においても、受注者は常に現場を巡回し、手直し箇所等があれば通行に支障のないよう手直しを行い、その状況を発注者に報告しなければならない。

- 2 仮設管にあつては、工事中はもちろんその撤去が完了するまでの期間においても、現場管理を行わなければならない。
- 3 工事中は安全巡視員を巡回させ、工事区域全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。
- 4 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月建設省道路局)」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は発注者と協議するものとする。
- 5 工事中は、関係法令並びに道路管理者の掘削許可条件及び道路使用許可条件を遵守し、交通が輻輳する場所では交通制限区間の両端に交通整理員を配置し、交通整理等の措置を講じなければならない。なお、現場代理人は許可書の写しを携行すること。
- 6 道路使用許可条件に基づき、警察署とは、事前に協議連絡を密にし、指示を受けなければならない。
- 7 道路内での工事現場では必ず道路標識等を設置しなければならない。
- 8 掘削現場その他危険な場所には必ず危険防止柵等を設けなければならない。
- 9 掘削土砂、機器、諸資材等はみだりに散乱しないよう十分整理しておかなければならない。
- 10 工事中は、付近住民の生活妨害にならないよう保安及び騒音対策を講ずるとともに、建物その他埋設物に損害を与えないよう万全の処置をしなければならない。
- 11 掘削及び舗装破碎等に用いる機器は、その施工内容に応じて適時取替え、騒音の発生及び付近住民への影響を最小限に留めなければならない。特に夜間は付近一帯の住民に協力を求めるものとする。

(低騒音型・低振動型建設機械)

第36条 公害の防止に努め、工事にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用すること。

(石綿規則の遵守)

第37条 受注者は、石綿セメント管の切断、撤去作業等を行う場合は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し、関係労働者の健康障害防止対策を図らなければならない。なお、石綿セメント管の撤去作業等に係る主な対策は以下のとおりとし、別に定める「石綿セメント管の撤去作業等に関する施工要領」(加古川市上下水道局)、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」(厚生労働省健康局水道課)により施工するものとする。

- ① 事前調査(第3条、第8条)
- ② 作業計画の策定と実施(第4条)
- ③ 作業労働者に対する特別教育(第27条)
- ④ 石綿作業主任者の選任と職務(第19条、第20条)
- ⑤ 呼吸用保護具の使用等(第14条、第44～46条)
- ⑥ 切断等の作業時の湿潤化(第13条)
- ⑦ 関係者以外の作業場への立入禁止(第15条)
- ⑧ 工事等の条件に関する作業注文者の配慮(第9条)

(受注者相互の協力)

第38条 本工事に近接する関連工事がある場合は、受注者相互の協力により、工程調整等について連絡調整を密にして施工すること。

(工事被害等)

第39条 沿線住民の家屋等について被害が生じると想定される場合は、受注者と発注者において協議の上、事前調査を行うこと。

(境界杭の保存)

第40条 工事施工における敷地境界杭については、柵、杭等により周囲を保護するものとする。やむを得ず敷地境界杭を移設又は復元する必要がある場合は、監督員及び利害関係人立会の下に実施するものとする。万一、工事により境界杭を破損した時は、速やかに監督員に連絡を行い指示を受けるものとする。なお、境界杭の復元については、測量士等の有資格者により実施するものとし、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

(その他)

第41条 本仕様書に明記していない事項についても、施工上必要なもの（設計に変更が生じる場合等）については監督員と協議し、承諾又は指示を得て施工するものとする。

附 則

この仕様書は、平成9年8月1日から施行する。

この仕様書は、平成12年4月1日から施行する。

この仕様書は、平成14年8月1日から施行する。

この仕様書は、平成15年6月1日から施行する。

この仕様書は、平成17年7月1日から施行する。

この仕様書は、平成20年6月1日から施行する。

この仕様書は、平成23年6月1日から施行する。

この仕様書は、平成24年6月1日から施行する。

この仕様書は、平成25年4月1日から施行する。

この仕様書は、平成25年10月1日から施行する。

この仕様書は、平成26年4月1日から施行する。

この仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

この仕様書は、平成27年6月1日から施行する。

この仕様書は、平成28年6月1日から施行する。

この仕様書は、令和3年2月1日から施行する。

この仕様書は、令和4年5月1日から施行する。

この仕様書は、令和4年7月1日から施行する。

この仕様書は、令和7年4月1日から施行する。